

春日井市生涯学習指導員の設置に関する要綱

(設置)

第1条 生涯学習の指導層を充実し、有効な生涯学習活動を推進するため、春日井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に春日井市生涯学習指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 指導員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域における生涯学習の普及及び推進に関する指導並びに助言
- (2) 生涯学習に係る相談
- (3) 前2号に掲げるもののほか、生涯学習に関すること。

(資格事項)

第3条 指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 教職10年以上の経験を有する者
- (2) 社会教育行政3年以上の経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、生涯学習の分野に関し識見を有する者

(任用期間)

第4条 指導員の任用期間は、6月以内とし、更新を妨げない。

(勤務時間)

第5条 指導員の勤務時間は、教育委員会が別に定める勤務日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。